

2021年3月

各 位

株式会社 山 口 銀 行

振込規定の改訂について

当行では、お客さまの利便性向上をはかるため、2021年4月12日（月）より振込規定を改訂しますのでお知らせいたします。

今後もお客様にご満足いただける商品・サービスの提供に努めてまいりますので、変わらぬご愛顧をたまわりますようお願い申し上げます。

記

1. 変更内容

4月12日以降、次のお振込において、入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合は、組戻しのお手続きを省略のうえ、振込資金を振込資金引落口座にご返却させていただきます。ご確認ください。

<お手続きが変更となるお振込み>

振込方法 : 当行のATMにて指認証またはキャッシュカードによるお振込み
(現金によるお振込みは対象外)

振込資金引落口座 : 当行またはもみじ銀行、北九州銀行の口座

2. 新旧対比表

次頁表のとおり改訂いたします。

なお、次頁表では、変更する条項だけ記載しております。

全条項は当行ホームページ「定型約款(規定・特約)」に4月12日から掲載いたします。

3. 適用開始日

2021年4月12日（月）

以 上

振込規定（新旧対比表）

改訂後	改訂前
<p>6. 取引内容の照会等</p> <p>(1) (2) (略)</p> <p>(3) 入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、すみやかに通知しますので、第8条に規定する組戻の手續に準じて、振込資金の受領等の手續をとってください。<u>ただし、当行のATMによる当行口座、およびもみじ銀行・北九州銀行の口座からの振込の場合は上記にかかわらず、引落口座に資金を返却します。</u></p>	<p>6. 取引内容の照会等</p> <p>(1) (2) (略)</p> <p>(3) 入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、すみやかに通知しますので、第8条に規定する組戻の手續に準じて、振込資金の受領等の手續をとってください。</p>